

議案第 95 号

伊賀市情報公開・個人情報保護審査会設置条例の制定について

伊賀市情報公開・個人情報保護審査会設置条例を次のとおり制定しようとする。

平成 26 年 9 月 2 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市情報公開・個人情報保護審査会設置条例

(設置)

第 1 条 伊賀市情報公開条例（平成 16 年伊賀市条例第 15 号。以下「情報公開条例」という。）及び伊賀市個人情報保護条例（平成 16 年伊賀市条例第 16 号。以下「個人情報保護条例」という。）の適正な運用を図るため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、伊賀市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 諮問機関 情報公開条例第 2 条第 1 号に規定する実施機関のうち、同条例第 19 条第 1 項の規定に基づき審査会に諮問したもの又は個人情報保護条例第 2 条第 2 号に規定する実施機関のうち、同条例第 37 条第 1 項の規定に基づき審査会に諮問したものをいう。
- (2) 行政情報 情報公開条例第 2 条第 2 号又は個人情報保護条例第 2 条第 4 号に規定する行政情報をいう。
- (3) 個人情報 個人情報保護条例第 2 条第 1 号に規定する個人情報をいう。
- (4) 開示決定等 情報公開条例第 11 条又は個人情報保護条例第 19 条に規定する開示決定等をいう。

(所掌事務)

第3条 審査会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 諮問機関の諮問に応じ、不服申立てについて調査審議すること。
- (2) 個人情報保護条例の規定により審査会の意見を聴くこととされた事項について意見を述べること。
- 2 審査会は、情報公開及び個人情報の保護に関する重要な事項について、実施機関（情報公開条例第2条第1号及び個人情報保護条例第2条第2号に規定する実施機関をいう。）に意見を述べることができる。
- 3 審査会は、情報公開条例第28条第1項及び個人情報保護条例第42条第1項に規定する出資法人等（以下この項において「出資法人等」という。）又は指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）から諮問があったときは、当該出資法人等若しくは指定管理者の情報公開又は個人情報の保護について必要な意見を述べることができる。

(委員)

第4条 審査会は、委員5人以内で組織する。

- 2 委員は、識見を有する者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 5 市長は、委員が心身の故障のため職務の遂行ができないと認めるとき又は委員に職務上の義務違反その他委員に適しない非行があると認めるときは、その委員の委嘱を解くことができる。
- 6 委員は、その職務を遂行するに当たっては、公正不偏の立場で、調査審議をしなければならない。
- 7 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第5条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審査会は、会長及び2人以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審査会の調査権限)

第7条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問機関に対し、開示決定等に係る行政情報又は個人情報(以下「行政情報等」という。)の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された行政情報等の開示を求めることができない。

- 2 諮問機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問機関に対し、開示決定等に係る行政情報等の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問機関(以下「不服申立人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第8条 審査会は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

- 2 前項の場合において、不服申立人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出席することができる。

(意見書等の提出等)

第9条 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。この場合において、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

- 2 審査会は、不服申立人等から意見書又は資料が提出されたときは、当該意見書又は資料を提出したもの以外の不服申立人等にその旨を通知するよう努めるものとする。

(委員による調査手続)

第10条 審査会は、必要があると認めるときは、委員のうちから指名する者に、第7条第1項の規定により提示された行政情報等を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第8条第1項の規定による不服申立人等の意見の陳述を聴かせることができる。
(提出資料の閲覧等)

第11条 不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書若しくは資料の閲覧又は写しの交付(以下この条において「閲覧等」という。)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧等を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧等について、日時及び場所を指定することができる。
(調査審議手続の非公開)

第12条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。
(答申等)

第13条 審査会は、諮問があった日から起算して60日以内に答申するよう努めなければならない。

2 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。ただし、第三者の正当な権利利益を侵害するおそれがあると認める場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

3 審査会は、開示決定等に対する第三者からの不服申立てに係る諮問があったときは、他の事件に優先して調査審議し、早期の答申に努めなければならない。

(庶務)

第14条 審査会の庶務は、企画振興部広聴情報課において処理する。
(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(罰則)

第16条 第4条第7項の規定に違反して秘密を漏らした者は1年以下の懲役又は3万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に附則第 5 項の規定による改正前の伊賀市情報公開条例の規定により委嘱された伊賀市情報公開審査会（以下「情報公開審査会」という。）の委員は、この条例の施行の日に、第 4 条第 2 項の規定により審査会の委員として委嘱されたものとみなす。
- 3 この条例の施行の日前に情報公開審査会又は附則第 6 項の規定による改正前の伊賀市個人情報保護条例第 43 条に規定する伊賀市個人情報保護審査会（以下「個人情報保護審査会」という。）によりなされた手続その他の行為は、この条例による審査会によりなされた手続その他の行為とみなす。
- 4 この条例の施行の際現に情報公開審査会又は個人情報保護審査会になされた諮問については、この条例による審査会に諮問されたものとみなす。

(伊賀市情報公開条例の一部改正)

- 5 伊賀市情報公開条例（平成 16 年伊賀市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第 2 章 行政情報の公開

第 1 節 行政情報の公開を請求する権利等（第 5 条—第 18 条）

第 2 節 不服申立てに基づく諮問等（第 19 条—第 21 条） を

第 3 節 伊賀市情報公開審査会（第 22 条—第 26 条）

第 4 節 審査会の調査審議の手続（第 27 条—第 33 条） 」

「第 2 章 行政情報の公開

第 1 節 行政情報の公開を請求する権利等（第 5 条—第 18 条）

第 2 節 不服申立てに基づく諮問等（第 19 条—第 21 条） 」に、「第

34 条・第 35 条」を「第 22 条・第 23 条」に、「第 36 条—第 41 条」を「第 24 条—第 29 条」に改める。

第 19 条第 1 項及び第 2 項中「伊賀市情報公開審査会」を「伊賀市情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

第 2 章第 3 節及び第 4 節を削る。

第 3 章中第 34 条を第 22 条とし、第 35 条を第 23 条とする。

第4章中第36条を第24条とし、第37条から第41条までを12条ずつ繰り上げる。

(伊賀市個人情報保護条例の一部改正)

- 6 伊賀市個人情報保護条例（平成16年伊賀市条例第16号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第4章 伊賀市個人情報保護審査会（第43条—第54条）

第5章 雑則（第55条—第59条） を

第6章 罰則（第60条） 」

「第4章 雑則（第43条—第47条） に改める。

第5章 罰則（第48条） 」

第7条第2項第6号中「伊賀市個人情報保護審査会」を「伊賀市情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

第37条第1項及び第2項中「伊賀市個人情報保護審査会」を「伊賀市情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

第4章を削る。

第5章中第55条を第43条とし、第56条から第59条までを12条ずつ繰り上げ、第5章を第4章とする。

第60条第1項第3号を削り、第6章中同条を第48条とし、第6章を第5章とする。